[[illegible]]11/21[illegible]

[illegible]

◆[illegible]

◆[illegible]

◆[illegible]**504**[illegible]

[illegible]

[illegible]http://www.saitama-ctv-kyosai.net/kyosai_kaikan/

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

◆[illegible]
◆[illegible]
◆[illegible]
◆[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]
[illegible]

◎[illegible]⇒[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible] ⇒ [illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

～くらしの最低保障引き下げに NO！～

「生活保護基準引下げ反対埼玉連絡会」
入会のお誘い

昨年８月，生活保護基準が切り下げられました．2015 年４月まで３回に渡り，最大で 10%の削減が予定されています．生活保護基準は，最低賃金や年金，就学援助など多岐の制度に及びます．そうした重要な「暮らしのものさし」が根拠なく決められ，国民の暮らしが脅かされる事態に，何とか押し留めようと訴訟に立ち上がった人たちがいます．

我が国の「健康で文化的な最低限度の生活」を問うこの訴訟の勝利をめざし，多くの人たちとつながり，原告を支援し，運動の輪を広げていきたいと会を組織しました．

この活動はほとんど手弁当での取り組みですが，集会や広報等継続していくための費用がどうしても必要となります．会員の輪を広げ末長く応援してくださるよう呼びかけています．

どうぞよろしくお願いいたします．

「生活保護基準引下げ反対埼玉連絡会」　代表　寺久保光良

＜連絡先＞さいたま司法書士事務所　民てらす（広瀬）
〒330-0063 さいたま市浦和区高砂 1-10-6 ベルセ高砂 404　TEL 048（815）6978 / FAX　048（815）6977

＜振込先＞　埼玉りそな銀行　桶川支店　普通預金４５９８１１６
生活保護基準引下げ反対埼玉連絡会　会計　飛鳥井　行實

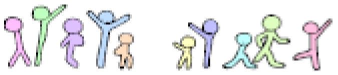

領収証

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 様

年　　月　　日　　　　　　¥＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　年度会費として領収いたしました

生活保護基準引下げ反対埼玉連絡会

担当者
印

「生活保護基準引下げ反対埼玉連絡会」入会申込書

「生活保護基準引下げ反対埼玉連絡会」に入会します　　　　年　　月　　日

１　お名前　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

２　会費　＿＿＿＿口＿＿＿＿＿＿＿＿円＿＿　（※１口 1,000 円・団体５口以上）

３　連絡先　住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電話＿＿＿＿（　　　　）＿＿＿＿＿＿　FAX＿＿＿＿（　　　　）＿＿＿＿

E-mail＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

(取扱い団体)
(担当者)

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]4-13-18[illegible]

[illegible]

◎[illegible]⇒[illegible]

◎[illegible]⇒[illegible]

～くらしの最低保障引き下げに NO！～

「生活保護基準引下げ違憲訴訟」

第１回期日

2014年11月19日(水)14:30～15:30

さいたま地方裁判所

「くらしの最低保障引下げにNO！」一斉行動

浦和駅前アピール行動	12:00～13:00
裁判応援・報告集会	14:30～16:30

会場　埼佛会館　（さいたま市浦和区高砂 4-13-18）
内容　＊裁判概要
＊くらしの最低保障を守ろう　～当事者からのメッセージ～
＊第１回期日報告

昨年８月，生活保護基準が切り下げられました．2015年４月まで３回に渡り，最大で10%の削減が予定されています．生活保護基準は，最低賃金や年金，就学援助など多岐の制度に及びます．そうした重要な「暮らしのものさし」が根拠なく決められ，国民の暮らしが脅かされる事態に，何とか押し留めようと25人の人たちが訴訟に立ち上がりました．

多くの人たちとつながり，我が国の「健康で文化的な最低限度の生活」を問うこの訴訟の勝利をめざしていきましょう

「生活保護基準引下げ反対埼玉連絡会」　代表　寺久保光良

＜お問合せ＞さいたま司法書士事務所　民てらす（広瀬）
〒330-0063 さいたま市浦和区高砂 1-10-6 ベルセ高砂 404　TEL 048（815）6978 / FAX　048（815）6977

＜振込先＞　支援カンパを募集しています
埼玉りそな銀行　桶川支店　普通預金４５９８１１６
生活保護基準引下げ反対埼玉連絡会　会計　飛鳥井　行寛

[[illegible]]11[illegible]30[illegible]([illegible])[illegible]-[illegible]-

[illegible]

[illegible]2[illegible]1[illegible]3[illegible]1[illegible]

[illegible]

[illegible]9[illegible]

[illegible]

[illegible]1[illegible]

[illegible]

◆[illegible]

[illegible]

◆[illegible]7[illegible]

[illegible]

● [illegible]

● [illegible]?[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

●[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

●[illegible]

●[illegible]

●[illegible]

[illegible]:[illegible]
[illegible]:[illegible]

[illegible]
[illegible]–[illegible]
[illegible]
[illegible]
TEL[illegible]FAX[illegible]

埼玉奨学金問題ネットワーク
１周年記念シンポジウム

奨学金って何が問題なの？

― 高校の現場とともに考える ―

現在、大学生の２人に１人が何らかの奨学金を利用し、３人に１人が日本学生支援機構の奨学金を借りています。しかし、返済開始後の支援機構の取立は厳しく、また、世界では標準的と言える給付型の奨学金がなかったりと、世界的に見ても日本の奨学金制度は不十分です。そこで、昨年９月、奨学金制度の改善を目指す埼玉県内の有志が集まり「埼玉奨学金問題ネットワーク」を設立しました。設立後１年余りの取組みの中で高校現場の声も聞くことができましたので、今回は奨学金問題の第一人者である中京大学教授大内裕和氏をお招きして高校の先生方と共に奨学金問題を考えていきたいと思います。

日時　2014年11月30日（日）
13:30～16:30（開場13:00）
場所　市民会館うらわ　503・505
浦和駅西口より徒歩7分

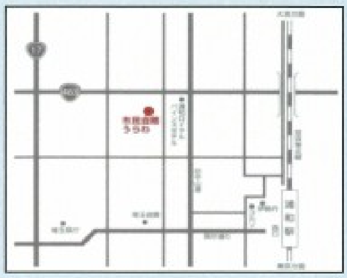

基 調 講 演「奨学金って何が問題なの？」
中京大学国際教養学部教授　大内裕和氏
※ 奨学金問題対策全国会議の共同代表であり、奨学金問題の第一人者。『ブラックバイト』という言葉の生みの親でもある。現在は、全国各地で講演を行い、テレビや新聞等のメディアでも多数取り上げられている。

プログラム
- **開会あいさつ　埼玉奨学金問題ネットワーク代表　聖学院大学教授　柴田武男氏**
- **基調講演　中京大学教授　大内裕和氏**
- **パネルディスカッション**
  ～奨学金問題の現状と各立場からの取組み～
  コーディネーター：司法書士　安野憲起氏
  パネリスト：大内裕和氏、高校教諭　仲野研氏、司法書士　秋浦良子氏
- **当事者からの発言**
- **埼玉奨学金問題ネットワークの取組報告　弁護士　鴨田譲氏**
- **閉会あいさつ　埼玉奨学金問題ネットワーク副代表　司法書士　井口鈴子氏**

参加費無料
事前申込不要

・主催:埼玉奨学金問題ネットワーク　　・後援:奨学金問題対策全国会議

【お問合せ先】　〒330-0064　さいたま市浦和区岸町 7-12-1 東和ビル４階 埼玉総合法律事務所内
TEL 048-862-0800　FAX 048-866-0425
埼玉奨学金問題ネットワーク　事務局長　弁護士　鴨田譲
公式ホームページ　http://saitama.syogakukin.net/

[illegible]PDF

[[illegible]]11/1[illegible]110[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]
[illegible]

[illegible]

◆[illegible] [illegible] [illegible] [illegible]

◆[illegible][illegible]

◆[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

◆[illegible]

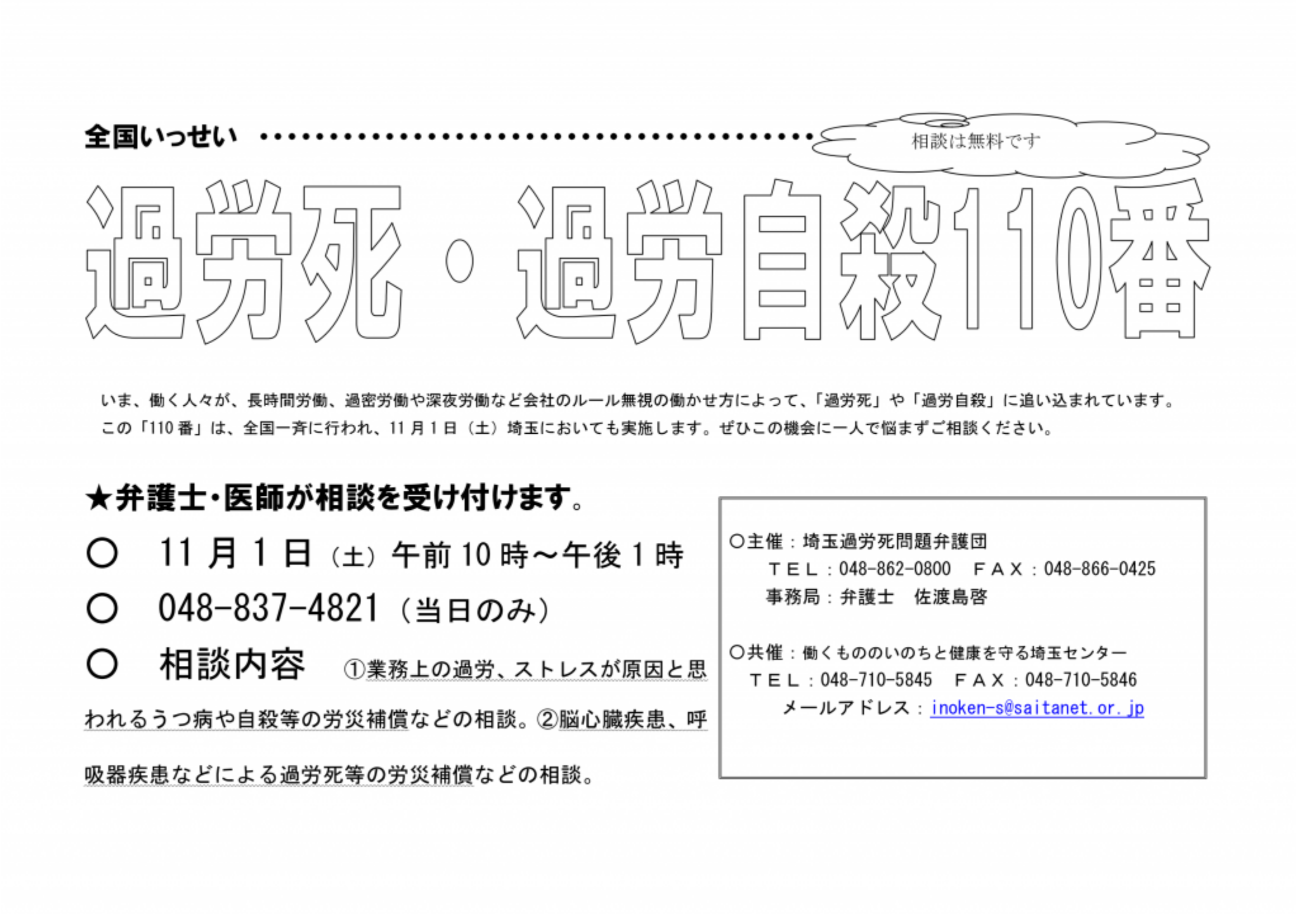

全国いっせい ……………………………………

相談は無料です

過労死・過労自殺110番

いま、働く人々が、長時間労働、過密労働や深夜労働など会社のルール無視の働かせ方によって、「過労死」や「過労自殺」に追い込まれています。
この「110番」は、全国一斉に行われ、11月1日（土）埼玉においても実施します。ぜひこの機会に一人で悩まずご相談ください。

★弁護士・医師が相談を受け付けます。

○ 11月1日（土）午前10時～午後1時

○ 048-837-4821（当日のみ）

○ 相談内容 ①業務上の過労、ストレスが原因と思われるうつ病や自殺等の労災補償などの相談。②脳心臓疾患、呼吸器疾患などによる過労死等の労災補償などの相談。

○主催：埼玉過労死問題弁護団
ＴＥＬ：048-862-0800 ＦＡＸ：048-866-0425
事務局：弁護士 佐渡島啓

○共催：働くもののいのちと健康を守る埼玉センター
ＴＥＬ：048-710-5845 ＦＡＸ：048-710-5846
メールアドレス：inoken-s@saitanet.or.jp

[illegible]

[illegible]

11-1[illegible]PDF[illegible]

[illegible]

[illegible]

スモールサン
Internet ラジオ
金曜日のパーソナリティー
毎週
スモールサン・ゼミSAITAMA
2014.10.10
長田 和泉
ゼミSAITAMA・副ゼミ長
プルデンシャル生命保険株式会社
久賀 きよ江
株式会社メガネマーケット 代表取締役
井戸 大通
株式会社アンテンドゥ 代表取締役
佐渡島 啓
埼玉総合法律事務所

[illegible]

[illegible]

[[illegible]][illegible]2014[illegible]2[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]PARCO[illegible]10F[illegible]
[illegible]
[illegible] [illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]TEL048-862-0355
[illegible]

法律家による
「勉強会」
はじめました。

法律をもっと身近に！

実例を交えての説明で、
初めての方でも安心。

毎回テーマをかえ、
お話しいたします。

創設40年の歴史。
埼玉県で最大規模の
法律事務所です。

埼玉総合法律事務所

TEL 048-862-0355 **FAX** 048-866-0425

埼玉総合の『明るい法律セミナー』

～　労働災害について　～

◆労災補償制度の概要（４５分）

講　師：埼労連　副議長　角入　則夫

◆労働災害と民事賠償－知っておきたい知識－（４５分）

講　師：弁護士　野本　夏生

会　場：浦和コミュニティーセンター

開催日：９月１０日（水）

時　間：１８：００～２０：００

会　場：浦和コミュニティーセンター

第１４集会室

浦和駅東口パルコ１０階（右図）

参加費：無　料

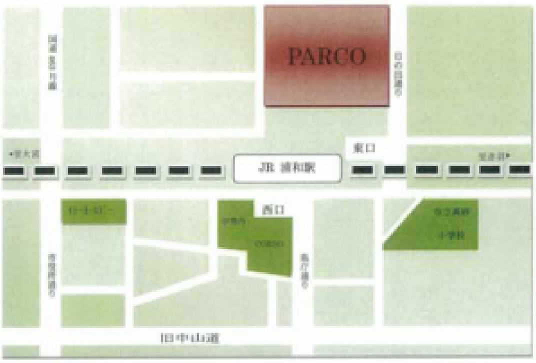
PARCO
国道17号線
東口
◂至大宮
JR 浦和駅
至赤羽▸
西口
伊勢丹
CORSO
県庁通り
市役所通り
旧中山道
小学校

セミナー申込書

埼玉総合法律事務所
さいたま市浦和区岸町 7-12-1 東和ﾋﾞﾙ４階
TEL：048－862－0355
FAX：048－866－0425
担当：竹内・古城・中村・深井・廣田

FAX
048－866－0425

連絡先			
お名前 （団体名）		参加人数	人

※当日申し込みの受付も行っております。

9-10[illegible](PDF)

[illegible]305[illegible]/2014.10[illegible]

[illegible]305[illegible]/2014.10[illegible]

[illegible]

[illegible]305[illegible]/2014.10[illegible]

[illegible](PDF)[illegible]

特集　アベノミクス成長戦略と労働法制の危機

1 論文　(2) 労働規制緩和の流れ

安倍政権の労働規制破壊とこの間の闘いについて

日本労働弁護団幹事長・弁護士　高木（たかき）　太郎（たろう）
埼玉総合法律事務所
1991年弁護士登録

1

2014年6月20日、第186通常国会が閉会した。

労働関係の法案では、過労死防止対策推進法が会期末の6月20日に成立し、労働者派遣法改正案は審議に入らないまま廃案（廃案にまで至ったのは、法案の条文に「1年以下の懲役」とすべきところ、これを「1年以上」としていたミスが見つかり、野党がこれに激しく反発したためである。）、有期雇用労働者特別措置法案も衆議院では可決されたものの参議院の審議に入らないまま継続審議となった。圧倒的に不利な国会情勢の中で、労働者派遣法改正案、有期雇用特別措置法案とも、今国会で成立必至の情勢であったが、労働組合がこぞって反対し、運動が盛り上がった中で、何とか今国会での成立は阻止することができた。労働者派遣法改正案、有期雇用特別措置法案とも、秋の臨時国会で再提案、継続審議され、政府与党がその成立を目指すことは間違いない。また、労働時間規制の適用除外制度も臨時国会に提案される見込みである。今後の運動のさらなる盛り上がりが必要である。

以下、安倍内閣による労働分野の規制破壊の動きとこれに対する反対運動の状況を概観する。

2

2012年年末、内閣総理大臣に返り咲いた安倍首相は、就任直後の2013年1月28日、第183回通常国会における所信表明演説で、「世界で一番企業が活動しやすい国を目指す」と述べた。

企業が一番活動しやすい国とは、そこで働く労働者にとっていい話ではけしてない。

また、日本だけが世界で一番企業が活動しやすい国になって、投資家の投資を受け入れられるはずはなく、他の諸国家も「企業が活動しやすい国」競争を展開して、そのしわ寄せが労働者、一般国民に行くことは明らかである。

企業活動のグローバル化により、タックスヘブン問題（グローバル企業が税負担を逃れて企業活動の実態はないのに、税負担の少ない実態のない国に形式上の本社を移すなど）に象徴されるように、企業活動を全世界共通のルールで適正に規制することが求められている時代である。抜け駆けを行ってはいけないのである。

さらに、安倍首相は、2014年1月22日世界経済フォーラム年次総会（ダボス会議）で、「『既得権益の岩盤を打ち破るドリルの刃になる』と私は言ってきた。春先には国家戦略特区が動き出す。そこではいかなる既得権益といえども、私の『ドリル』から無傷でいられない。」と述べた。舞い上がっている感のある芝居がかった表現である。その既得権益の筆頭に労働法の規制が挙げられている。歴史的素養のない首相によって、歴史的に積み上げられてきた労働者の命と健康、家族的・文化的生活を守るために、さらに社会の安定的発展に、必要不可欠な規制が、打ち砕かれようとしている。

私たちは、この労働規制「破壊」の動きをなんとしても阻止しなければならない。

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

- [illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]